

# I 平成 29 年分の年末調整における留意事項等

## 1 給与所得控除額の改正

平成 29 年分の所得税の計算において、給与収入 1,000 万円超の場合の給与所得控除額は 220 万円が上限とされています。

この改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」及び「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されています。

平成 29 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等の源泉徴収の際には、「平成 29 年分 源泉徴収税額表」を、平成 29 年分の年末調整の際には、「平成 29 年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」（82 ページ参照）を使用してください。

## 2 復興特別所得税の計算

所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければなりません。

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

このため、**年末調整において年税額を計算する際にも、復興特別所得税を含めた年税額（以下「年調年税額」といいます。）を算出する必要があります。**

なお、毎月の給与や賞与については、税務署から配布している源泉徴収税額表に基づき、所得税及び復興特別所得税の合計額を源泉徴収することができます。

### ○ 年調年税額の計算方法

年調年税額は、算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除した後の税額（年調所得税額）に102.1%を乗じて算出します（100円未満の端数は切り捨てます。）。

### 【源泉徴収簿の年末調整欄を使用した計算】

調	差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額	⑱ (1,000円未満切捨て) 2,616,000	⑲ 164,100
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		⑳ 140,000
	年調所得税額 (⑲-⑳、マイナスの場合は0)		㉑ 24,100
整	<b>年調年税額 (㉑ × 102.1%)</b>		㉒ (100円未満切捨て) 24,600
	差引(超過額)又は不足額 (㉒-⑸)		㉓ 123,282
	超過額	本年最後の給与から徴収する金額	㉔
	不足額	未払給与に係る未徴収する金額	㉕

㉑ × 102.1%

「年調所得税額㉑」欄の金額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出します(100円未満の端数は切り捨てます。)

### ○ 注意

平成24年分以前の源泉徴収簿や、復興特別所得税に対応していない給与計算ソフト等の使用は、復興特別所得税の徴収漏れの原因となりますので、注意してください。

### 3 給与支払事務所等の移転届出書に関する改正

「給与支払事務所等の移転届出書」について、移転後の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長への提出が不要とされました。

このため、平成29年4月1日以後の移転に係る当該届出書については、移転前の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長へのみ提出すればよいことになりました。

### 4 配偶者控除及び配偶者特別控除に関する改正（平成30年から適用）

平成30年から、配偶者控除及び配偶者特別控除に関する改正が行われています。  
詳しくは、72ページをご確認ください。